

銀行カードローンの過剰与信問題

著者	木村 裕二
雑誌名	聖学院大学論叢
巻	30
号	1
ページ	83-100
発行年	2017-10
URL	http://doi.org/10.15052/00003138

銀行カードローンの過剰与信問題

木村裕二

抄 録

貸金業者による保証を付した銀行カードローンの貸付けのあり方が問題とされ、銀行業界は自主規制に乗り出した。単に過剰な広告がなされていることが問題なのではない。与信残高の急激な伸長の内部には、実体的な消費需要を伴わない「返済のための借入れ」が多数含まれている。すなわち返済能力を超える過剰な貸付けが、多重債務問題を再燃させかねない状況をもたらしている。早急な対応が必要である。

キーワード：過剰与信、返済のための貸付け、多重債務、貸金業法、総量規制

1. はじめに

近年、銀行の消費者向け貸付けのうち、貸金業者による保証を付したカードローンの増加が著しい。それらの返済能力調査や広告のあり方、貸付けのあり方について問題点が指摘され、自主規制の動きが始まった。本稿は、現状の把握と、過剰貸付けの規制に関わる論点の検討を目的とする。

2. 銀行カードローンの問題とは

(1) 貸金業者による保証を付した貸付け

ここでの対象は、銀行による消費者向けカードローンのうち、「貸金業者による保証を付した貸付け」である。

その法律関係は、次のとおりである。銀行は、消費者との間で金銭消費貸借契約を締結し、金銭を貸付ける。消費者は、銀行に対して借入金債務を負う。貸金業者は、銀行との間の保証契約に基づき消費者の銀行に対する借入金債務を保証する。消費者に債務不履行があった場合、銀行は、その債務につき保証会社である貸金業者に対して代位弁済を請求し、これによって残債務額を回収する。保証会社として代位弁済を実行した貸金業者は、消費者に対する求償金債権を取得し、消費者

に対してその取立てを行う。以後、消費者は貸金業者に対して支払義務を負担する。

(2) 法規制の違いがあること

銀行カードローンにおいては、銀行と貸金業者とが共同して消費者向け貸付けに関わっているのだが、それぞれに対する法規制は異なる。

貸金業法は、貸金業者に対し、借入れの容易さを過度に強調して借入れ意欲をそそる表示による広告等を禁止する（貸金業法16条）。貸付けの契約を締結する際には、顧客等の返済能力を、収入および借入れの状況の両面から調査することを命じる（同法13条1項）。借入れ状況の調査においては、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用することを命じる（同条2項）。個人顧客の収入調査の方法として、自社貸付けで50万円、他社貸付けとの合算で100万円を超える貸付けの契約をする場合には、源泉徴収票等の提出を受けることを命じる（同条3項）。このような返済能力調査を前提として、顧客等の返済能力を超える貸付けの契約の締結を禁止する（同法13条の2第1項）。個人顧客の年収3分の1を超える個人過剰貸付契約は、内閣府令で定める除外貸付け（7類型）・例外貸付け（8類型）に該当しない限り、顧客等の返済能力を超える貸付けの契約である（同条2項⁽¹⁾）。

銀行は、貸金業法の適用を受けない。銀行法には、このような行為規制や、貸付額の総量規制は存在しない。

また、貸金業者が自ら行う貸付けに係る保証契約、すなわち貸金業者が債権者の立場で締結する保証契約には上記の規制が及ぶが（同法2条3項）、銀行の行う貸付けに係る保証契約、すなわち貸金業者が保証人の立場で銀行との間で締結する保証契約には上記の規制は及ばない。

(3) 役割分担の実態

法規制の違いを前提に、銀行と貸金業者との間ではどのような役割分担が行なわれているか。筆者はその手がかりを得るために、各行ホームページに掲載された商品説明および広告を調査することとした。

調査対象は、全国銀行協会の正会員120行中113行、準会員71行中5行、合計118行である⁽²⁾。各行につき、貸金業者による保証を付したカードローン商品⁽³⁾のうち、申込条件の限定が最も少ないもの⁽⁴⁾を1つずつ抽出していった。それらは結果的に、各行の「お奨め商品」と一致することが多かった。それらの広告における表示や「商品概要説明書」等の記載から、銀行に対する金銭消費貸借の申込条件、収入証明書の提出を求める要件、保証会社名、金利等を調査した。筆者は、この調査を2016年11月と2017年6月とに行った。直近の2017年6月調査の結果から見ていく。

金銭消費貸借契約の申込条件は、①年齢、②安定収入、③保証会社の保証が受けられること、の3点で構成されるものが多数を占める⁽⁵⁾。したがって、銀行自身が単独で行う申込条件のチェックは、

①②の形式的事項の確認にとどまる。返済能力の実質的審査は、③保証会社のチェックなしには成り立たない。「審査の丸投げ」との疑問が投げかけられるのは、このためである。

(4) リスク負担

保証会社は、大手貸金業者による寡占状況にある。すなわち、アコム株式会社を保証会社とするものは118行中23行（うち4行は他社と競合）、アコムの連結子会社であるエム・ユー信用保証株式会社を保証会社とするものは16行（うち1行は他社と競合）である。両者を合わせたアコム・グループで、118行中39行である。「プロミス」の営業ブランド名で知られるSMBCコンシューマーファイナンス株式会社を保証会社とするものは、118行中34行（うち10行は他社と競合）である。その他は、株式会社オリエントコーポレーション（17行、うち4行は他社と競合）、新生フィナンシャル株式会社（9行、うち1行は他社と競合）、オリックス・クレジット株式会社（7行、うち2行は他社と競合）、株式会社セディナ（3行、うち1行は他社と競合）、三菱UFJニコス株式会社（1行、ただし他社と競合）である。

消費者が銀行に対する借入金債務を延滞した場合も、保証会社から代位弁済を受ければ全額回収でき、保証会社と連結決算の関係がなければ銀行のバランスシートは汚れない。銀行が「リスクをとらない」と言われるのは、このためである。

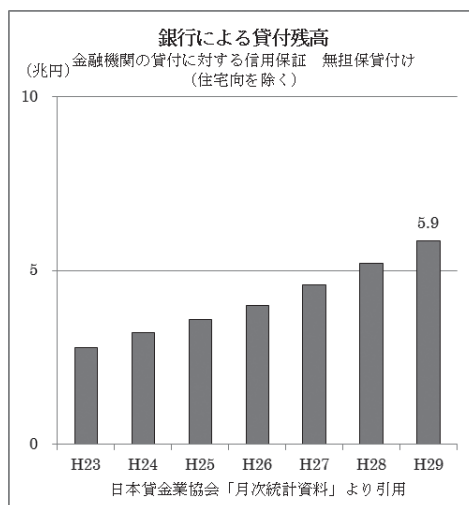
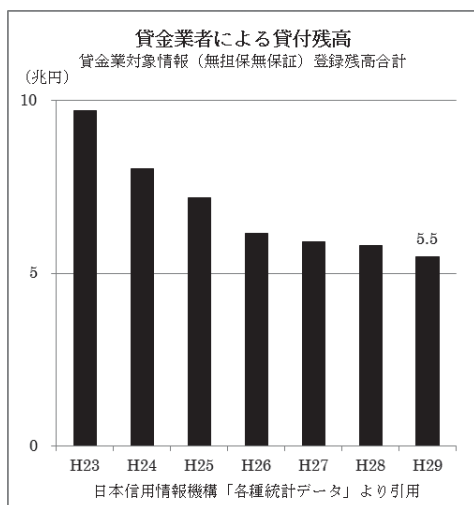
3. 急激な伸長とその影響

(1) 件数および残高

貸金業法による指定信用情報機関である株式会社日本信用情報機構によれば、同機関に加入する貸金業者が登録する無担保無保証貸付けの登録残高は、2011年3月で9兆7147億円であったが、2017年3月は5兆4893億円である⁽⁶⁾。これが、貸金業者による消費者向け無担保貸付けの残高の規模と推移を示す。

一方、貸金業法による自主規制機関である日本貸金業協会によれば、「金融機関の貸付けに対する信用保証」のうち「住宅を除く無担保貸付け」の残高は、2011年3月で2兆7895億円だったが、2017年3月は5兆8548億円である⁽⁷⁾。これが、銀行カードローンの残高規模とその推移を表す。6年間で倍増したことは特筆に値する。

これらの統計から、銀行カードローンの残高が急激に膨張し、貸金業者による貸付残高を上回る状況に至ったと推認される⁽⁸⁾。



そして、アコム株式会社の決算資料によると、2017年3月の信用保証残高は1兆0050億円（2011年3月は4434億円）である⁽⁹⁾。SMBCコンシューマーファイナンス株式会社の決算資料によると、2017年3月の信用保証残高は1兆2117億円（6003億円）である⁽¹⁰⁾。したがって、貸金業者全体の銀行カードローンに係る信用保証残高のうち約4割をこの2社が占めていること、この2社を保証会社にとった銀行が6年間で貸付残高を倍増させ、市場全体の動向をリードしたことが見て取れる。

(2) 返済能力調査

この急激な膨張は、銀行のどのような業務展開によって実現されてきたか。筆者が行った各行ホームページ調査のうち、ここでは2016年11月時点の調査に焦点を当てて紹介する。

2016年11月時点の広告では、借入額による限定なしに「不要」「一切不要」「原則不要」などとするものが、118行中11行あった。「100万円以下不要」は11行、「200万円以下不要」は8行、「300万円以下不要」は47行、「500万円以下不要」は10行だった⁽¹¹⁾。

貸金業者は自社貸付けで50万円を超えると収入証明書による返済能力調査義務を負う。銀行は、そのような調査義務を負わないことを自らの優位性とし、借入れの容易さを強調して借入れ意欲をそそる広告を展開していた。

(3) 貸付額に対する年収条件の有無

同じく2016年11月時点の広告で、貸付限度額を「500万円超」とするものは118行中44行、「500万円」は52行、「300万円」は16行、「200万円」は3行であった。これに対して、返済能力の要素たる収入状況について、具体的な年収額を申込条件において明示していたのは、118行中9行に過ぎなかった。圧倒的多数は、単に抽象的に「安定収入」「継続収入」とするのみである。

貸金業者は年収3分の1を超える貸付けを原則として禁止される。しかし、銀行はそのような規制を受けないから、年収額との関連性なしに借入可能額を表示できる。そのことを自らの優位性とし、借入れの容易さを強調して借り入れ意欲をそそる広告を展開していた。

(4) 過剰与信

借り入れ意欲をそそる広告をしながらも、銀行自身は慎重な審査態勢を守り、消費者の返済能力の範囲内の貸付けのみを行ってきた、と言えるであろうか。これを直接実証するような公開資料はない。

他方で、朝日新聞社が全国銀行協会正会員を対象に行ったアンケート調査によれば、「単独で」年収の3分の1超を貸付けることが「ある」と回答したのは、101行中80行であった⁽¹²⁾。

また、日本弁護士連合会が多重債務相談を担当する会員弁護士を対象に行ったアンケート調査によれば、銀行1件で年収の3分の1を超える貸付けをしていたとの回答が153件中65件、他社（銀行・貸金業者・信販会社を含む）貸付額の合計で年収の3分の1を超える貸付けがあったとする回答は95件だった。同調査では、過剰与信のあった事案について、具体的な事例報告がなされている⁽¹³⁾。

そして、裁判所の司法統計によれば、自然人の自己破産件数は、改正貸金業法の施行が始まった2007年の14万8248件に対し、2015年には6万3856件まで減少していた。ところが2016年に反転上昇して6万4637件となった⁽¹⁴⁾。自然人の自己破産件数が前年よりも増加したのは、13年ぶりである。

貸金業者による消費者向け貸付残高の減少、銀行による消費者向け貸付残高の倍増という動向と照らし合わせるならば、以上のデータは、銀行カードローンにおいて過剰貸付けが行われ、かつそれが増加していることを表しているといえよう。

4. 自主規制の現状

(1) 自主規制へ至る経緯

日本弁護士連合会は、「銀行等による過剰貸付の防止を求める意見書」（2016年9月16日）を発表し、銀行に対して自主規制を求めるだけでなく、金融庁による金融機関向け「監督指針」において年収3分の1を超える貸付けを原則として禁止する旨を明記することや、貸金業法13条の2の規定を改正する等により貸金業者が銀行等の行う貸付けに保証を付す場合にも総量規制の対象にすることなど、「業法」の運用および立法による規制を提言した⁽¹⁵⁾。

全国銀行協会は、「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」（2017年3月16日）を発表し、配慮に欠けた広告・宣伝の抑制、審査体制の整備（年収証明書による返済能力の把握、信用情報に

よる借入れ状況の把握、代弁率や応諾率の推移等の把握と保証会社との審査方針の協議、信用状況の事後的変動の把握)に努めるべく申し合わせたことを宣言した⁽¹⁶⁾。

そして全国銀行協会は、「銀行カードローンに関する全銀協の取組みについて」(2019年6月)を発表し、上記「申合せ」実施上の要点項目等を具体的に整理し、会員向けアンケートを実施したことなどの取組み状況を報告している⁽¹⁷⁾。

(2) 各行の対応状況

筆者が行った各行のホームページ調査によれば、収入証明書の提出要件に関する広告の表示を、2011年11月時点から2017年6月時点の間で明確に変更したのは、118行中48行であった。貸付額にかかる収入証明書の提出要件を貸金業法と同程度の水準である「50万円」に引き下げたものは、12行あった(内訳:100万円→50万円は3行、200万円→50万円は2行、300万円→50万円は6行、500万円→50万円は1行)。貸付額によらず収入証明書の提出が「必要」「原則必要」と変更したものは6行、「審査により必要な場合あり」と変更したものは6行あった。他方で、「収入証明書不要」との表示を削除したものの、収入証明書の提出の要否・取得基準が不明なものは15行あった。

申込条件につき、年取の額や貸付額との比率等を新たに申込条件として明示した銀行は、現在のところほとんど見られない⁽¹⁸⁾。前記の「銀行カードローンに関する全銀協の取組みについて」の調査結果によれば、極度設定における年取債務比率の算出方法につき「厳格化した」が8行、「検討中」が73行ある。審査基準の検討・変更が各行の広告に反映されるまで、さらに注目を続けたい。

5. 過剰与信規制に係る論点—①資金需要の健全性

(1) 問題点

現状は以上のとおりである。次に過剰与信規制を巡る論点について検討する。

「与信残高が増大し、かつ大多数の顧客が現に支払を継続しているのだから、個々的には返済可能な範囲で貸付けが行われ、全体的には健全な資金需要に込えている」と言えるだろうか⁽¹⁹⁾。筆者は、(a)返済能力を超える貸付けが行われている間は返済能力を超える支払の継続が可能であるが、そのような貸付けはいずれ限界に到達するから、この仕組みは必然的に破綻し、支払停止が表面化する。(b)現在の銀行カードローンは、返済能力を超える貸付けを受けて支払を継続している顧客層を含んでいる、と考える。まず、(a)について単純なモデルを用いて説明しよう。

(2) モデル①：単純な借入れ

100万円を年利15%で借入れて、返済条件は年12回の均等払い、各回の支払金額2万円、と仮定する⁽²⁰⁾。計算の便宜上、利率表示を年利から支払期日1回単位に換算すれば、 $15 \div 12 = 1.25\%$

(支払期日1回分)である。各回の残元本を、

$$\text{前回残元本} - \{\text{支払額 (2万円)} - (\text{前回残元本} \times \text{利率})\} = \text{今回残元本}$$

として順次計算し、最終支払額のみ今回残元本が0になるように調整すれば、以下のようになる。

回数	貸付額	支払額	利率	利息額	元本充当額	残元本
0	¥1,000,000		0.0125			¥1,000,000
1		¥20,000	0.0125	¥12,500	¥7,500	¥992,500
2		¥20,000	0.0125	¥12,406	¥7,594	¥984,906
3		¥20,000	0.0125	¥12,311	¥7,689	¥977,218
⋮		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
77		¥20,000	0.0125	¥721	¥19,279	¥38,404
78		¥20,000	0.0125	¥480	¥19,520	¥18,884
79		¥19,120	0.0125	¥236	¥18,884	¥0

合計 ¥1,579,120

完済するのは79回目(約6年7ヶ月)、要返済額合計は157万9120円となる。

(3) モデル②：返済能力を各回あたり5,000円超過

当初貸付額100万円、年利15%、年12回の均等払い、各回の支払金額2万円はモデル①と同様だが、ただし極度額100万円のりボルビング契約とする。そして、当該顧客の毎回の返済可能額は1万5000円であり、不足額5000円を各回の支払日と同日に借入れて支払うものとする。各回の残元本を、

$$\text{前回残元本} + \text{追加借入額 (5000円)} - \{\text{支払額} - (\text{前回残元本} \times \text{利率})\} = \text{今回残元本}$$

として順次計算(最終支払額はモデル①と同様に調整)すれば、以下のようになる。

回数	貸付額	支払額	利率	利息額	元本充当額	残元本
0	¥1,000,000		0.0125			¥1,000,000
1	¥5,000	¥20,000	0.0125	¥12,500	¥7,500	¥997,500
2	¥5,000	¥20,000	0.0125	¥12,469	¥7,531	¥994,969
3	¥5,000	¥20,000	0.0125	¥12,437	¥7,563	¥992,406
⋮		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
143	¥5,000	¥20,000	0.0125	¥411	¥19,589	¥18,266
144	¥5,000	¥20,000	0.0125	¥228	¥19,772	¥3,495
145		¥3,538	0.0125	¥44	¥3,495	¥0

合計 ¥1,720,000 ¥2,883,538

貸付額合計は172万円であるから、モデル①に比較すると72万円の追加需要が生じた。しかしそれらの資金は、当該リボルビング契約に基づく債務の返済、という閉じられたサイクルの中に吸収されていく。完済するのは145回目（約12年1ヶ月）、総支払額は288万3538円となる。

(4) モデル③：返済能力を各回あたり10,000円超過

当初貸付額100万円、年利15%、年12回の均等払いはモデル②と同様だが、ただし極度額200万円のりボルビング契約で、各回の支払額は残元本150万円までは2万円、150万円を超えたら3万円とする。そして、当該顧客の毎回の返済可能額は1万円であり、不足額（各回支払額が2万円ならば1万円、各回支払額が3万円ならば2万円）を、各回の支払日と同日に借入れて支払うものとする。各回の残元本を、

$$\text{前回残元本} + \text{追加借入額 (1万円)} - \{ \text{支払額} - (\text{前回残元本} \times \text{利率}) \} = \text{今回残元本}$$

として順次計算すれば、以下のようになる。

回数	貸付額	支払額	利率	利息額	元本充当額	残元本
0	¥1,000,000		0.0125			¥1,000,000
1	¥10,000	¥20,000	0.0125	¥12,500	¥7,500	¥1,002,500
2	¥10,000	¥20,000	0.0125	¥12,531	¥7,469	¥1,005,031
3	¥10,000	¥20,000	0.0125	¥12,563	¥7,437	¥1,007,594
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
100	¥10,000	¥20,000	0.0125	¥18,552	¥1,448	¥1,492,681
101	¥10,000	¥20,000	0.0125	¥18,659	¥1,341	¥1,501,339
102	¥20,000	¥30,000	0.0125	¥18,767	¥11,233	¥1,510,106
103	¥20,000	¥30,000	0.0125	¥18,876	¥11,124	¥1,518,982
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
143	¥20,000	¥30,000	0.0125	¥24,589	¥5,411	¥1,981,734
144	¥20,000	¥30,000	0.0125	¥24,772	¥5,228	¥1,996,505
145	¥3,495	¥13,495	0.0125	¥24,956	¥0	¥2,000,000
	¥2,873,495	¥3,323,495				

貸付額合計は287万3495円であるから、モデル①に比較すると187万3495円の追加需要を生じている。しかしそれらの資金は、当該リボルビング契約に基づく債務の返済という閉じられたサイクルの中に吸収されている。そしてこの場合、モデル①②とは異なって、完済することができない。145回目に極度額の200万円に到達し、追加借入額3495円と返済可能額1万円を足しても1万3495円にしかならず、約定支払額を支払えないため債務不履行を生じる。約定により期限利益を喪失し、総債務について即時弁済義務を生ずれば、当該顧客は破綻するであろう。

(5) モデル④：各回とも返済能力を超過

契約条件はモデル③と全く同一だが、毎回の返済額がすべて当該顧客の返済能力を超えており、毎回の返済額をすべて支払日と同日に借入れて支払うものとする。

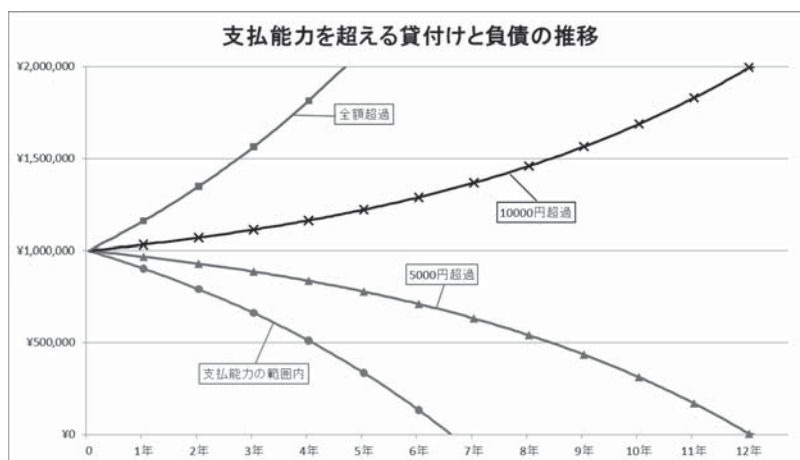
回数	貸付額	支払額	利率	利息額	元本充当額	残元本
0	¥1,000,000		0.0125			¥1,000,000
1	¥20,000	¥20,000	0.0125	¥12,500	¥7,500	¥1,012,500
2	¥20,000	¥20,000	0.0125	¥12,656	¥7,344	¥1,025,156
3	¥20,000	¥20,000	0.0125	¥12,814	¥7,186	¥1,037,971
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
32	¥20,000	¥20,000	0.0125	¥18,372	¥1,628	¥1,488,131
33	¥20,000	¥20,000	0.0125	¥18,602	¥1,398	¥1,506,732
34	¥30,000	¥30,000	0.0125	¥18,834	¥11,166	¥1,525,566
35	¥30,000	¥30,000	0.0125	¥19,070	¥10,930	¥1,544,636
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
54	¥30,000	¥30,000	0.0125	¥24,146	¥5,854	¥1,955,833
55	¥30,000	¥30,000	0.0125	¥24,448	¥5,552	¥1,980,281
56	¥19,719	¥19,719	0.0125	¥24,754	¥0	¥2,000,000

¥2,339,719 ¥1,339,719

極度額の200万円に到達してその後の借入れができないために債務不履行を生ずるのは、56回目（約5年8ヶ月）である。当然ながら、破綻までのサイクルはモデル③より短い。

(6) 返済のための借入れ

上記のモデル①②③における残元本額の推移をグラフ化すると、わずか5000円の差がいかなる結果の差となって現れるかが一目瞭然である。



消費者の返済能力は、毎月の収支差額において生ずる返済可能額によって構成される。富裕層でもない限り、その弾力は乏しい。ところが、返済可能額を5000円超過しているか、超過していないか、あるいは1万円超過しているかは、日常感覚的には紙一重である⁽²¹⁾。毎月2万円の支払約束をする際に、それを正確に認識することは難しい。実際には、ある程度期間が経過した後振り返って、その間に生じた「不意の出費」も織り込んだ上でないと、自分の返済可能額を把握することはできない。その試行錯誤の途上において、資金の追加需要は、返済能力の不足を埋め合わせるためにも生じうる。

毎月の返済可能額は、後知恵で、しかも平均的な金額としてしか、分からない。だが、それが主観的に認識困難だからといって、客観的に何事も起こらない、影響度ゼロである、とはいえない。毎月5000円程度のわずかな差が累積すれば、債務負担の著しい増大や経済的な破綻へと結びつくのである。影響は絶大である。

したがって、順調に支払を継続し、借入額が増大しても延滞を生じていない、という表面的事実だけから、「その顧客の返済能力の範囲内にある」「マクロ的にも健全な資金需要を充足している」との結論を直ちに引き出すのは、危険である⁽²²⁾。

道徳的非難は別としても、「返済のための借入れ」とその他の借入れは経済的効果が違うのだから、区別すべきである。返済のための借入れは、それ自身の需要を作る点で他の借入れとは異なっており、実体的な消費需要に基づかない「水膨れの資金需要」を必然的に生じさせる。

(7) 資金需要の健全性

上記の「モデル」は、単なる想像の産物ではない。具体的な現象から抽象したものである。返済能力の不足は支出の増加によっても生じ、支出の増加は他社借入れによっても生じうる。そのような平凡な事象から、自転車操業が始まる。この数十年のうちに日本社会が経験してきた多重債務問題とは、まさにこれである。

過去6年間に、富裕層でも外国人でもない国内消費者が数百万人規模で、倍増するほどの旺盛な消費需要を示したことを示す経験的な証拠はない。しかも、自分の増加した収入を単純に消費に回すのではなくて、銀行カードローンを利用して金利を負担しつつ、後から自分の収入で返済を行うという迂遠かつ一見して不合理な消費行動をする消費者が、数百万人規模で現れたと了解するのは困難である。したがって、この6年間に銀行カードローンを倍増させた資金需要の中には、実体的な消費需要を伴わない「返済のための借入れ」が、相当程度含まれていると考えざるを得ない。

もしも顧客本位の営業を目指していくならば、需要の中身を合理的に区分する概念装置をもつべきだろう。水膨れの資金需要が縮小してもその利息負担が減れば、別な方向で個人消費が活性化され、有効な資金需要をもたらさだろう。5年、10年程度のスパンで見ても、その影響はそれなりに大きいはずである。

6. 過剰与信規制に係る論点—②多重債務問題の再燃の危険性

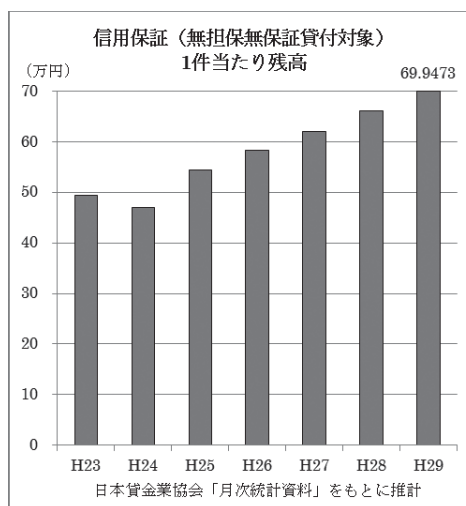
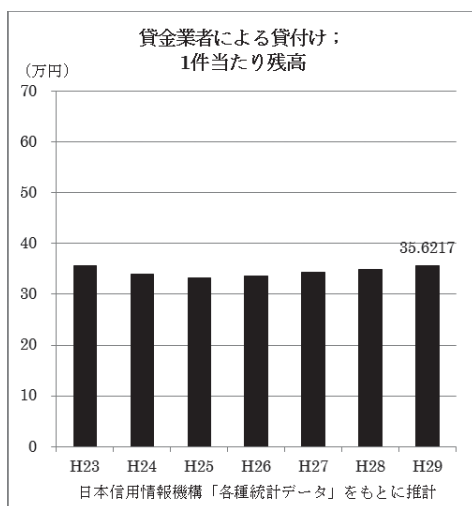
(1) 顧客層は重ならないか

第二に、「かつての貸金業者とは異なり、銀行カードローンが多重債務問題を再燃させる危険性は小さい」であろうか。たとえば、顧客層が異なるから多重債務に陥るリスクは少ない、したがって多重債務問題を再燃させる危険性は少ない、と言えるであろうか⁽²³⁾。

そのことを実証するためには、貸金業者の貸付けと銀行カードローンと双方の顧客情報を名寄せして整理する必要がある。指定信用情報機関である日本信用情報機構株式会社は、①貸金業者の利用のみ、②銀行（ただし貸金業者の保証付き）の利用のみ、③双方ともに利用、と分類した上で、それぞれの（A）人数、（B）金額を把握できるはずだが、現在、そのような情報は公開されていない。その量的把握の重要性は、以下のデータを見たときに痛感される。

(2) 1件当たり残高の比較

前記のとおり、日本信用情報機構によれば、2017年3月における加入貸金業者が登録する無担保無保証貸付けの登録残高は5兆4893億円だが、その登録件数は1541万件なので、1件当たりの残高は35万6217円となる。他方、日本貸金業者によれば、2017年3月における金融機関の貸付けに対する信用保証（住宅を除く無担保貸付け）の残高5兆8548億円だが、その登録件数は837万件なので、1件当たりの残高は69万9473円となる。つまり1件当たりの残高は、銀行カードローンは貸金業者による貸付けのほぼ2倍である。



両者の登録件数に704万件の差があるのだから、顧客層として重ならない部分が存在することは確かだろう。しかし、その重ならない部分において、貸付残高2倍に相当するほどの返済能力の格差、それを可能にするほどの収入格差があるのだろうか。また、銀行の顧客層の内部においても、同一顧客が複数の銀行カードローンを利用していれば、2件なら140万円、3件なら210万円の債務負担あり、というのが平均的プロフィールとなる。そこまでの返済能力があるのだろうか。

他方で、両者の件数を単純に足せば2378件になるけれども、これらの消費者向け貸付けの利用者がそこまで多いとは考えにくいから、顧客数として重なる部分も存在すると思われる。重なる部分があるとすれば、貸金業者が総量規制の枠内で貸付け可能な金額の2倍の金額を、銀行が、同一顧客に貸し込んでいる可能性もある。重なる部分が数十万人規模なのか数百万人規模なのか分からないが、それだけでも多重債務問題を再燃させる危険性を高めるであろう。

(3) 代弁率

多重債務問題は、時間差をとって現れる。自転車操業のために、相当長期にわたって多重債務者は潜在化している。その途中で、親族の援助によって、つまり支払義務のない者の負担によって債務を消滅させ、多重債務者としては現れないままに終わるケースも少なくない。延滞の発生は、自転車操業が躓いて多重債務者が顕在化するサインである。そこから先のサイクルは速い。

銀行カードローンの場合、延滞が発生すると、保証会社が代位弁済を実行する。貸金業者の保証を付した債権に対して代位弁済が実行される比率、すなわち「代弁率」の推移は、多重債務者の出現比率と深くかかわる。全国銀行協会の「申し合わせ」でも、代弁率を把握すべきことを挙げている。現在のところ、各行での代弁率そのものは公開されていない。

(4) 求償金残高／信用保証残高の比率

一方、保証会社においては、代位弁済が実行された債権は求償金債権となり、代位弁済が実行されていない被保証債権（信用保証残高）とは区別された形で現れる。アコム株式会社の決算資料によると、2013年3月において信用保証残高は5865億円に対して求償金残高は159億円だったが、2017年3月においては信用保証残高1兆0050億円に対して求償金残高は385億円である。これらの残高相互の比率は、個別債権ごとに算出される代弁率そのものではない。しかし、時間の経過とともに両者は近似的に一致していくであろう。少なくとも、その動向には強い相関性があると思われる。直近の2017年3月における求償金残高／(信用保証残高+求償金残高)の比率を計算すると、約3.7%に達している。

この3.7%という数値は「小さい」だろうか。信用保証の利用件数は165万1161件だから、3.7%ならば、6万1093件になる。アコム株式会社を保証会社とする複数の銀行カードローンを同一顧客が利用しているケースもあり得るから、件数と人数は直ちには一致しない。しかし、複数の銀行

カードローンを利用する顧客の占める比率が少ないとすれば、この3.7%という数値は、延滞発生裾野が6万人程度に広がっているという規模感を掴む手がかりとなる。逆に、複数の銀行カードローンを利用する顧客の占める比率が多いとすれば、それだけ各個人の負債総額が大きく、延滞からさらに貸倒損失の発生比率を押し上げると予想される。

(5) 複数年における影響力

さらにこの「3～4%程度」の数値は、複数年にまたがって指数関数的に増加することで、直感的予想をはるかに上回る影響力を持つ。ある債務者が、複数年にわたって銀行カードローンの利用を継続し、かつ、延滞を起こさず代位弁済を実行されないという条件をクリアし続ける確率は、代弁率を p 、利用年数を t とすれば、 $(1 - p)$ の t 乗である。ということは、複数年にわたって銀行カードローンの利用を継続している債務者につき代位弁済が実行される確率は、1 から「 $(1 - p)$ の t 乗」を差し引いて、

$$1 - (1 - p)^t$$

で計算されるであろう。ここで、 p に3.7%という数値（直近におけるアコムの、求償金残高／（信用保証残高＋求償金残高）で計算される比率）を仮に代入し、年数を7年として計算すれば、23.2%となる。4～5人に1人の割合である。年数を10年として計算すれば、31.4%で、3人に1人の割合となる⁽²⁴⁾。

(6) 貸倒損失率

代位弁済によって求償金債権に転じた後、その一部は自己破産、行方不明その他の回収不能による貸倒債権となって現れる。アコム株式会社の決算資料によると、信用保証事業における貸倒損失率は、1.69%（2013年3月）から2.02%（2017年3月）へと増加している。これに対応する貸金事業での貸倒損失率⁽²⁵⁾は、同じ期間で2.93%から2.80%と、ほぼ横這いである。

両者の数値が接近していく傾向を見ると、「銀行カードローンの顧客層は返済能力が高いから多重債務に陥りにくい」というイメージには疑問符がついてくる。返済能力は、収入と負債との相関において定まる。つまり返済能力とは固定した顧客属性ではなくて、貸し手の側からの働き掛けによって変化する。貸倒損失となって現れるほど傷の深い債務者が、銀行カードローンによって、加速度的に生み出されている傾向がうかがわれる。

(7) 2017年1月以降の自己破産件数

司法統計月報によれば、2017年における各月の自然人の自己破産申立件数は、前年同月に比べて増加している。すなわち2017年1月は3,869件（←2016年1月は3,770件。以下カッコ内は前

年同月の件数を示す), 2月は5,200件(←5,200件), 3月は6,347件(←5,977件), 4月は5,851件(←5,819件), 5月は5,453件(←4,934件), 6月は6,332件(←5,817件)である。

まだ1年の半分を経過しただけだが, 既に大量の「予備軍」が形成されていると考えられることからすれば, 昨年の自己破産件数を上回る可能性は大きい。多重債務問題の再燃を阻止することは, 既に焦眉の課題となりつつある。

7. 過剰与信規制に係る論点—③事業者間公平と社会的負担

(1) 過剰与信規制に対する非難

おそらく, 過剰与信規制そのものが間違っていた, 銀行カードローンの伸長そのものが過剰与信規制の失敗を立証した, とする論者もいるだろう。しかしこの立論は, 銀行カードローンに対する資金需要がすべて健全な資金需要であり, 過剰与信規制によって不当に抑圧されてきた超過需要である, という理解を前提としている。過剰与信の存在そのものを否認しようとする立場である。そのような前提が成り立たないことは, 既に述べた。

(2) 「リスクを取らない貸付け」に対する非難

他方で, 過剰与信の存在そのものは否定しないが, 銀行カードローンが総量規制の趣旨を骨抜きにしている現状を引き合いにして(かなり倒錯した論理だが), 過剰与信の防止にとって法的規制は有害かつ無効である, ゆえに総量規制を撤廃すべきである, とする論者もいることだろう。銀行が「リスクを取らない」貸付けをして, 過剰与信が生じている。それは, 貸金業者に総量規制をかけて銀行の特権的市場を保障する法制度に由来するのだから, 総量規制を撤廃して競争条件を均等にし, 銀行にもリスクを取った貸付けをさせよ, という主張である⁽²⁶⁾。

だが, この議論の根本的な誤りは, 「リスクを取れば良い」で思考停止するところにある。それは, 事業者だけの論理である。債権の回収不能は, すなわち債務者の経済的破綻である。事業者は, 事業規模の拡大によってリスクを分散できる。だが経済的に破綻した消費者は, その一身に全部のリスクを負う。破綻するのは抽象世界の個人ではなく, 家庭生活や社会生活を営んでいる人間である。その経済的破綻は社会的コストにも反映する。ビジネスとしての採算性と, 社会的正義による許容性は異なる。そこに法的規制の意味がある。

また, 「競争の中で与信審査が強化されるであろう」という期待は貸金業規制法の施行(1984年)以後20年以上にわたって裏切られ, それゆえ改正貸金業法によって総量規制が導入された。消費者信用市場そのものが浄化作用を持つと期待するのは, 歴史的教訓に学ばない非合理的信念である。

現在の銀行カードローンは, 貸金業者が保証会社として関与することによって成り立つビジネスモデルである。少なくとも, 保証会社である大手貸金業者が, 銀行カードローンの問題を他人事の

ように非難するのは、そもそも当たらない。全国銀行協会が自主規制に進んでいるのだから、日本貸金業協会も、自主規制を検討するなり該当会員に対して注意を喚起するなりの動きを見せても良いはずである。

確かに、信用保証事業に食い込めない多くの貸金業者は格差を感じているかもしれない。だがそれならば、年取3分の1を超える貸付けを対象とする信用保証事業という、貸金業法の趣旨に反する特権的市場を廃止させるべきだろう。すなわち、貸金業者が銀行等の行う貸付けに保証を付す場合も総量規制の対象に加えることによって、競争条件の均等化を図るべきである。

8. おわりに

生活を破壊しない消費者信用制度のあり方については、別稿で論ずることとしたい。そこでは、総量規制だけでなく、リボルビング取引や金利の問題も含めて検討する予定である。

注

- (1) 除外貸付けは、住宅資金貸付け、住宅資金のつなぎ貸付け、自動車購入時の自動車担保貸付け、高額医療費の貸付け、有価証券担保貸付け、不動産担保貸付け、売却予定不動産の売却代金により返済される貸付け、である（貸金業法施行規則10条の21第1項）。例外貸付けは、個人顧客が既債務を返済するための貸付け、段階的返済借換え、緊急医療費の貸付け、特定緊急貸付け、配偶者貸付け、事業を営む個人に対する貸付け、個人顧客が新規事業を行うための資金の貸付け、つなぎ資金貸付け、である（同10条の23第1項）。
- (2) 全銀協正会員のうち、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、野村信託銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、JPモルガン・チェース銀行は、消費者向けカードローンの広告が見られなかった。全銀協準会員の多くは外国銀行であるが、国内行のうち消費者向けカードローンの広告を見ることができたのは5行だった。
- (3) 貸金業者による保証を付したカードローンに該当する商品がない銀行は、118行中7行であった。神奈川銀行はかんそうしん、豊和銀行および沖縄海邦銀行は九州総合信用㈱、徳島銀行は四国総合信用㈱を保証会社とする。これらは地区の第二地銀等を母体行とする保証会社である。東京都民銀行はとみん信用保証㈱、百十四銀行は㈱百十四ディーシーカードを保証会社とする。これらは自行の連結子会社である。北國銀行のカードローンの商品説明では、保証会社名が表記されていない。北國保証サービス㈱が保証会社だとすれば、同行の連結子会社である。
- (4) 「口座不要」など、当該行との既存取引を前提としないことなどを意味する。
- (5) 地方銀行の場合は、その営業区域内に住所を有することなどを申込み条件としていることがある。しかしこれも、返済能力との実質的な関連性なしに形式的判断が可能な事項である。
- (6) 日本信用情報機構「統計過去データ」<https://www.jicc.co.jp/company/jicc-data/jicc-past-data/index.html>〈2017年6月19日確認〉
- (7) 日本貸金業協会「月次統計資料」http://www.j-fsa.or.jp/material/monthly_survey/backnumber.php〈2017年6月19日確認〉
- (8) 日本信用情報機構で「保証契約債権」のデータを公表すれば、銀行と貸金業者との貸付残高について、より正確な直接比較が可能になると思われる。
- (9) アコム株式会社「DATA BOOK 2017年3月期決算」<http://pdf.irpocket.com/C8572/wReJ/>

- dCfn/IM75.pdf (2017年6月12日確認)
- (10) SMBC コンシューマーファイナンス株式会社「2017年3月期 決算資料」http://www.smbc-cf.com/pdf/bm2017_00_00_j.pdf (2017年6月19日確認)
 - (11) 借入額による限定なしに収入証明書の提出が必要であると明記するものは3行だった。残りの28行は、収入証明書の提出が必要なのか不要なのか、広告の表示からは判別がつかなかった。
 - (12) 朝日新聞 2017年4月21日記事
 - (13) 日本弁護士連合会「銀行の個人向け貸付け(カードローン)に関するアンケート調査結果」(2016年12月2日)。https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/pdf/2016/161202_questionnaire_survey.pdf (2017年6月14日確認)
 - (14) 最高裁判所「司法統計月報(速報値)」[民事・行政事件編] http://www.courts.go.jp/app/sihotokei_jp/search?reload=1 (2016年6月19日確認)
 - (15) 日本弁護士連合会「銀行等による過剰貸付の防止を求める意見書」https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2016/opinion_160916_3.pdf (2017年6月14日確認)。
 - (16) 全国銀行協会ホームページ「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news290336.pdf> (2017年6月13日確認)。
 - (17) 全国銀行協会「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」を踏まえた取組み等について <https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news290612.pdf> (2017年6月19日確認)
 - (18) 2016年11月時点では申込条件として年収条件を表示しなかったが、2017年6月時点で新たに表示したものは、神奈川銀行(年収180万円以上)、徳島銀行(年収額以内等)があった。2016年11月時点から表示していた年収条件を2017年6月時点でも維持しているのは、千葉興業銀行(年収の2分の1以内等)、東京都民銀行(年収150万円以上)、山梨中央銀行(年収500万円以上)、京都銀行(年収の3分の1以内等)、西京銀行(年収の3分の1以内等)であった。逆に、2016年11月時点で年収条件を表示していたのに2017年6月時点では表示しなくなったのは、南都銀行、広島銀行、きらやか銀行、富山第一銀行である。
 - (19) 「起きている結果はすべて経済的に正しく、人為をもって介入すればたちまち災いを招く」ことを信条とする論者は少なくない。
 - (20) 単純化のため、閏年、大の月・小の月の区分など、暦に基づく日割計算による制約を捨象する。
 - (21) この認識をさらに困難にするのは、「返済能力の範囲内だが、不必要な貸付け」が先行することである。つまり、借入利息を負担して現在支出するよりも自己資金を積み立てて将来支出する方が合理的である場合や、そもそも支出しないことが最も合理的であるような不要不急の出費のために借入れをしても、よほど大きな失敗を重ねなければ、その後の収支を調整して返済を継続することは可能である。そのような経験の積み重ねが自己の返済能力に対する自信を生んで、むしろ正確な認識を妨げることがある。
 - (22) 全国銀行協会の会長は、総量規制の導入の要否に関して「一律に借入れ上限を決めると、かえって利便性を低下させてしまう」(平成29年3月16日国部毅会長会見)「まさにお客さまが必要とされ、返済が可能な貸出を提供していくことが私どもの機能だと考えている」(平成29年6月15日平野信行会長会見)とのコメントを述べている。これに対しては、「利便性」の中身、「必要とされる貸出」「返済が可能な貸出」の中身を精査していくことが必要である、と指摘しておきたい。
 - (23) 全国銀行協会の会長会見では、貸金業と銀行とでは「お客様の層が異なる」(前記平野会長会見)とのコメントも述べられた。
 - (24) 2006年の貸金業法改正に向けた「貸金業制度等に関する懇談会」第18回会合における金融庁提出資料(2006年7月27日付)によれば、ある時期に消費者金融から借入れを行った債務者のその後の動向を見ると、7年後に延滞等事故を生じた者は約3割だった。仮に現在の銀行カードローンにおける代弁率が3.7%前後であるとすれば、利用者に延滞等事故が生ずる確率は、数年程度のテンポの違いはあるものの、かつての消費者金融と同程度の水準にも十分に到達しうることになる。

- ⑳ 貸倒のうち「利息返還に伴う債権放棄」は、過去のグレーゾーン金利に依存した営業による負の遺産の整理に関わるもので、貸金業者に固有の貸倒事由であるから、銀行ローンとの比較の際には除外する。
- ㉑ 総量規制が撤廃されれば、貸金業者は利幅の薄い保証事業から撤退して、貸付事業へと回帰していくだろう。消費者信用分野に関して言えば、今や大手貸金業者のブランド力は地方銀行に優る。保証会社に「審査丸投げ」をするような銀行は、その直撃を受けて、市場からの退出を迫られるかもしれない。現在の過剰与信問題に対して銀行が適時・適切な対処を怠れば、このようなシナリオが現実味を帯びてくる。

Excessive Loans Problem of a Bank Loan

Yuji KIMURA

Abstract

The way the advance of the bank loan was guaranteed by the money lenders was considered to be a problem, and Japanese Bankers Association started imposing restraints. It is not merely a problem of an excessive advertisement being accomplished. “The borrowing for return” without substantial consumer demand is included in the sudden rapid increase in credit balance. In other words, loan that exceeds the repayment capacity of a customer increases chances of recurring of a multiple debt problem. Immediate action is necessary.

Key words: loan that exceeds the repayment capacity of a customer, The borrowing for return, multiple debt problem, Money Lending Business Act, Total Loan Amount Ceiling